

○観音寺市重度心身障害者等医療費助成に関する条例

平成20年 6 月30日 条例第29号

改正

平成22年 3 月26日 条例第11号

平成23年 6 月28日 条例第14号

平成27年 6 月30日 条例第41号

観音寺市重度心身障害者等医療費助成に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、重度心身障害者等について、医療費の一部を助成することにより、その健康の保持及び増進並びにその生活の安定に寄与し、もって重度心身障害者等の福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「重度心身障害者等」とは、観音寺市の区域内に住所を有する者であって、次の各号のいずれかに該当する者をいう。ただし、平成20年8月1日以後において新たに該当者となる者については、次の各号のいずれかに該当する者で当該各号に規定する身体障害者手帳、療育手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けた時の年齢が65歳未満である者に限る。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に障害の程度が1級、2級、3級又は4級として記載されている者
- (2) 香川県療育手帳制度要綱により療育手帳の交付を受けた者
- (3) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳に障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表の2に掲げる特別項症から第4項症までとして記載されている者であって、かつ、身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が4級として記載されている者

(対象者)

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、重度心身障害者等であって、規則で定める医療保険各法（以下「医療保険各法」という。）の規定により医療に関する給付を受けることができる者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、対象としない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
- (2) 観音寺市子ども医療費助成に関する条例（平成20年観音寺市条例第27号）第3条に規定する対象となる子ども（満6歳に達した日の翌日以後最初の4月1日から満15歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。）であって同条例に規定する助成対象者が保護する者
- (3) 前年の所得（1月から7月までの間に受けた医療に係る医療費の助成については、前々年の所得とする。以下同じ。）が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第20条の規定による政令で定める額を超える者
- (4) 配偶者の前年の所得又は民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）で主として重度心身障害者等の生計を維持する者の前年の所得が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律第21条の規定による政令で定める額以上である者

3 前項第3号及び第4号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。
（受給資格者証の交付等）

第4条 医療費の助成を受けようとする対象者は、規則で定めるところにより、市長に申請し、受給資格者証の交付を受けなければならない。

2 医療費の助成は、前項の申請に基づき受給資格者証の交付を受けることができる日の属する月（正当な理由により、前項の交付の申請が遅れたときにあつては、市長の認める月）以後において受けた医療について行うものとする。

（医療費の助成）

第5条 市は、受給資格者（対象者であつて前条第1項に規定する受給資格者証の交付を受けた者をいう。以下同じ。）に対し、その受給資格者の疾病又は負傷について、医療保険各法その他の法令等の規定により医療に関する給付を受けた場合における当該医療に要した費用の額のうち、これらの法令等の規定によって受給資格者又は受給資格者に係る世帯主若しくは被保険者若しくは組合員が負担した額（医療保険各法の規定に基づき保険者等の規約、定款、運営規則等により、医療保険各法に規定する保険給付に併せ

て当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該給付を受けることができる額を除く。以下「対象一部負担金額」という。)を重度心身障害者等医療費として助成する。

- 2 前項の医療に要した費用の額は、健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項の規定による厚生労働大臣の定め例によって算定した額（医療保険各法その他の法令等の規定に基づきこれと異なる基準によることとされている場合にあつては、その基準によって算出した額）及び医療保険各法に規定する指定訪問看護に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣の定める基準により算定した費用の額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることはできない。

（助成の方法）

第6条 市は、前条第1項に定める助成すべき額を、当該受給資格者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。ただし、受給資格者が保険医療機関等に助成すべき額を支払った場合は、受給資格者の申請に基づいて助成するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による保険医療機関等に支払うべき額の審査及び支払いに関する事務を社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）による社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会に委託することができる。

（認定手続等の特例）

第7条 受給資格者の規則で定める介護者は、市長が当該受給資格者について特別の事情があると認めるときは、当該受給資格者に代わって第4条第1項若しくは前条の申請をし、又は重度心身障害者等医療費の助成を受けることができる。

（損害賠償の返還）

第8条 市長は、受給資格者又はその配偶者若しくはその扶養義務者が当該受給資格者に係る疾病又は負傷に関して損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、重度心身障害者等医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した重度心身障害者等医療費の額に相当する金額の全部若しくは一部を返還させることができる。

（不正利益の返還）

第9条 市長は、偽りその他不正の手段により重度心身障害者等医療費の助成を受けた者

があるときは、その者から、その助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成20年8月1日から施行する。
- 2 平成20年8月1日前に受けた医療に係る重度心身障害者等医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月26日条例第11号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年6月28日条例第14号）

- 1 この条例は、平成23年8月1日から施行する。ただし、第6条第2項及び第7条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 平成23年8月1日前に受けた保険給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成27年6月30日条例第41号）

- 1 この条例は、平成27年8月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に受けた保険給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。